

○総務省令第五十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十日

総務大臣 松本 剛明

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(定義)

第三条 〔略〕

〔2〕4 略

5 この省令において「同居世帯」とは、一の住宅等に二以上の世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第一条第一項第一号に規定する施設（第五条及び第十三条の二第一項第二号において「寄宿舍等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第五条及び第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）に居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を推算した期間が三月以上にわたる世帯に限る。以下この項において同じ。）が居住する場合において、当該住宅等に居住する世帯のうち当該住宅等を代表する者が属しない世帯をいう。

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

(調査時)

第四条 住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

(調査の対象)

第五条 住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（同居世帯を除き、並びに住宅以外で人が居住する建物（寄宿舍等及び病院等を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を推算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。第六条及び第十三条第三項において同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものを（以下それぞれ「調査住宅等」及び「調査世帯」という。）について行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。

〔一・二 略〕

三 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第一項に規定する入国者収容所

〔四・五 略〕

六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者が管理する施設

七 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文に規定する営舎及び同令第五十六条に規定する営舎その他の施設

〔八・九 略〕

(定義)

第三条 〔同上〕

〔2〕4 同上

〔新設〕

5 〔同上〕

6 〔同上〕

7 〔同上〕

(調査時)

第四条 住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

(調査の対象)

第五条 住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設（第十三条の二第一項第二号において「寄宿舍等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を推算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。

〔一・二 同上〕

三 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する入国者収容所

〔四・五 同上〕

六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者が管理する施設

七 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文及び第五十二条第二項本文に規定する営舎並びに同令第五十六条に規定する営舎その他の施設

〔八・九 同上〕

(調査事項等)

第六条 住宅・土地統計調査は、次に掲げる事項(以下「調査事項」という。)を調査する。

一 世帯に関する事項

イ 略

ロ 略

ハ 同居世帯に関する事項

ニ 略

三 住宅等に関する事項

イ 略

ロ 略

ハ 略

ニ 略

ホ 略

ヘ 略

ニ 略

ハ 略

ニ 略

ハ 略

四六 略

七 建物に関する事項

イ 世帯の存しない住宅の種類

ロ 略

ハ 略

ニ 略

ホ 略

ハ 略

二 総務大臣は、住宅・土地統計調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

(統計調査員)

第八条 住宅・土地統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

一 二 略

二 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区(市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。)内に在る調査住宅等及び調査世帯に係る調査票の配布

(調査事項等)

第六条 住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

一 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

同上

三 住宅に関する事項

イ 同上

ロ 略

ハ 同上

ニ 同上

ホ 住宅の建て替え等に関する事項

同上

同上

ニ 世帯の存しない住宅の種類

種類

四六 同上

同上

同上

新設

新設

同上

構造

新設

同上

二 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(統計調査員)

第八条 住宅・土地統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

一 二 同上

二 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区(市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。)内に在る住宅等及びこれらに居住している世帯に係る

及び取集、調査世帯に係る識別符号（総務大臣が調査世帯を識別するために付した符号をいう。第十三条第一項第一号及び第十六条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3〕6 略〕

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）（第十三条第一項第一号及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者を使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十三条 住宅・土地統計調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一 調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項各号において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者

に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（次号及び第三号並びに次項及び第三項並びに第十六条第三項各号において「民間事業者等」という。）が識別符号を記載した書類を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び質問し、並びに総務大臣が調査世帯の世帯主若しくは世帯の代表者又はこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問する方法

三 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び質問し、並びに都道府県知事がその指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者によ

調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3〕6 同上〕

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）（第十三条第一項及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者を使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十三条 住宅・土地統計調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（次項及び第三項並びに第十六条第三項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査単位区内の世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

〔新設〕

る同法第二条第二項に規定する信書便（第十六条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

2 調査世帯の世帯員の不在等の事由により、前項各号に掲げる方法による調査を行うことができるときは、調査員又は民間事業者等が第六条第一項第一号イからハまで、同項第三号ホ並びに同項第七号ロ、ハ及びホからリまでに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより住宅・土地統計調査を行うことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、世帯の存しない住宅については、調査員又は民間事業者等が第六条第一項第七号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより住宅・土地統計調査を行う。

4 前三項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十四日までの間において行う。

（事務の委託）

第十三条の二 「略」
2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項第一号	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項各号において同じ。）	委託管理団体（第八条第四項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項並びに第十六条第三項各号において同じ。）
第十三条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第三項	略	略
略	略	略
第十六条第三項各号及び第十七条	略	略

（期間の変更）

第十四条 「略」

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができるときは、第六条第一項第一号イからハまで、同項第三号フ及び同項第七号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

3 調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第三号ル及びフ並びに同項第七号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4 前三項の規定による調査は、実施年の九月十五日から翌月二十三日までの間において行う。

（事務の委託）

第十三条の二 「同上」
2 「同上」

第十三条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項において同じ。）	委託管理団体（第八条第四項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項並びに第十六条第三項において同じ。）
第十三条第二項及び第三項	同上	同上
同上	同上	同上
第十六条第三項及び第十七条	同上	同上

（期間の変更）

第十四条 「同上」

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

〔4 略〕

(立入検査等)

第十五条 調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ及びヘ、同項第四号ハ並びに同項第七号ニ及びホに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

〔2 略〕

(報告の義務及び方法)

第十六条 住宅・土地統計調査に当たつては、調査事項について、調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

2 調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うものとする。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる住宅・土地統計調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる方法 第六条第一項第七号に掲げる事項について調査員又は民間事業者等の質問に答え、及びその他の調査事項について調査世帯の世帯主若しくは世帯の代表者又はこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 第十三条第一項第二号に掲げる方法 第六条第一項第七号に掲げる事項について調査員又は民間事業者等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び調査員又は民間事業者等による当該調査票の収集に応じる方法

三 第十三条第一項第三号に掲げる方法 第六条第一項第七号に掲げる事項について調査員又は民間事業者等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に対し、都道府県知事の指定する場所に郵便等により提出する方法

(結果の公表等)

第十八条 総務大臣は、調査票（第十六条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十九条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票（第十六条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容（第六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するもの

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

〔4 同上〕

(立入検査等)

第十五条 調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ、同項第四号ハ並びに同項第七号ロ及びハに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

〔2 同上〕

(報告の義務及び方法)

第十六条 住宅・土地統計調査に当たつては、第六条第一項に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

2 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うものとする。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

〔新設〕

(結果の公表等)

第十八条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十九条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。